

第 1 5 6 5 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 3 0 年 6 月 1 1 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 6 時 0 9 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(報告事項)

- 第 14 号 教職員の人事権をめぐる問題に関する調整状況について
(総務課・学校企画課)
- 第 15 号 平成 31 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験 (H30 実施) の出願
状況等について (学校企画課)
- 第 16 号 平成 31 年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・
昇任候補者選考試験 (H30 実施) について (学校企画課)
- 第 17 号 平成 30 年度公立高等学校入学者選抜における県外入学者の状況につい
て (教育指導課)
- 第 18 号 第 3 回食の縁結び甲子園について (教育指導課)
- 第 19 号 平成 30 年度「国体選手競技力レベルアップ月間」について
(保健体育課)
- 第 20 号 特別展「出雲と大和」について (文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

- 第 4 号 平成 31 年春の叙勲候補者の推薦について (総務課)
- 第 5 号 平成 31 年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について (教育
指導課・特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

- 第 21 号 松江市の教員採用に伴う市立女子高校への今後の教員派遣の見通しに
ついて (学校企画課)
- 第 22 号 文化財 (史跡・登録記念物) の追加指定及び新登録について
(文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

高橋教育監	全議題
松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
丹羽野参事	公開議題、報告第22号
門脇教育センター所長	公開議題
仁科総務課長	全議題
小村総務課上席調整監	公開議題
高宮教育施設課長	公開議題
門脇教育施設課管理監	公開議題
福間学校企画課長	公開議題、報告第21号
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
常松教育指導課長	公開議題、議決第5号
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題、議決第5号
佐藤特別支援教育課長	公開議題、議決第5号
佐藤保健体育課長	公開議題
日野健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題、報告第22号
山根世界遺産室長	公開議題
稲田文化財課調整監	公開議題
米原福利課長	公開議題
山根総務課総務グループリーダー	議決第4号
城市総務課企画員	議決第4号
熊谷教育指導課企画幹	議決第4号
三原教育指導課企画幹	議決第4号
野中特別支援教育課指導主事	議決第4号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
小村総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	7 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	浦野委員	

(報告事項)

第14号 教職員の人事権をめぐる問題に関する調整状況について（総務課・学校企画課）

○福間学校企画課長 1の1ページをご覧いただきたい。この件については、前回の教育委員会でも報告をしたが、2ページの別紙、教職員の人事権をめぐる問題についての検討要領（案）、これにより協議に入るということについて、松江市より、県が主体的な判断を行うということを求める附帯意見を付した上で同意する旨の回答があったところである。そこで、3ページの参考にある松江市が求める県の主体的な判断に関する県教育長の見解、これも参考にした上で、各市町村の教育長に対し、検討に入るということでよろしいか、改めて意見を伺ったところである。

その後、松江市を含む全ての市町村教育長から同意、了解する旨の回答があったので、報告をする。これを踏まえ、速やかに検討に入るための諸準備を進めていく予定である。具体的には、2ページの別紙の検討要領（案）の第三の3に小委員会の構成員を定める規約があるので、この第三の3に基づき、小委員会の構成員を定めるということで、都市教育長会及び町村の教育長会に対して、候補者の推薦を依頼する予定としている。小委員会の構成員の決定後に、小委員会の初会合に向けた日程調整を進めたいと考えている。

○藤田委員 市町村は全ての19市町村が意見を一致して、ようやくスタートラインに立っているところまで来た。今後は速やかに検討に入る準備を進めていただき、スムーズに小委員会の推薦依頼した後、皆さんが本当に一つになって考えていく形になっていただくことを願う。

○森委員 検討の進め方に、全部の市町村の教育長の合意形成を図るためのプロセスと位置づけと書いてあるが本当にこれが根本的な考え方であって、このように進めていくべきであると思っている。

○鴨木教育長 繰り返しになるが、1の2ページの別紙の検討要領（案）、そして1の3の参考としている主体的な判断に関する県教育長の見解、このいずれについても、県内の19市町村教育長、全ての意見が一致したということである。いよいよ検討の入り口が明確に見えてきたということであるが、このような形で検討入りをするということでもよろしいか。

(一同了承)

これは報告事項ではあるが、島根県教育委員会としての会議の構成員の皆様の賛同が得

られたので、この1の2の検討要領（案）の「案」を本日をもって削り、そして、附則の施行日を本日、平成30年6月11日から施行することとしてよろしいか。

（一同了承）

———原案のとおり了承

第15号 平成31年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験（H30実施）の出願状況等について（学校企画課）

○福間学校企画課長 2の1ページをご覧ください。出願状況の1、全体の状況である。出願者数は1,229人で、昨年に比べ29人の減となった。倍率については、昨年より採用予定者数を30人増やしていることもあり、4.9倍と昨年よりダウンとなっている。

校種・職種別に見ると、小学校では18人の減、中学校では22人の減となっている。高等学校教諭では採用数を増やしたこともあり、40人の増となっている。採用数の増で倍率は下がったが、相変わらず高校については9.4倍という高倍率である。特別支援学校では14人の減で、倍率も2.8倍で、小学校を下回る状況である。養護教諭については4人の減、栄養教諭では採用を1人としたこともあり、12人の減となったが21倍の高倍率である。今年度は障害のある方を対象とした募集に、昨年より1人増の3人の出願があった。

（2）の特色ある採用への出願状況である。小学校の算数・理科分野で高い専門性を持つ者、具体的には中学校の数学と理科の免許を持つ者であるが、出願は17人で、昨年の20人より、3人の減となった。中学校の特別支援教育担当教員であるが、15人で昨年より2人増えている。石見・隠岐地域の限定採用については、小学校では41人で、昨年より9人の増加である。中学校では61人で、8人の減である。高等学校では11人で、昨年より2人の減であった。なお、特例の試験免除の者について挙げてあるが、まず、他県の正式採用者への試験免除、この出願者数について49人で、昨年の61人に対し12人の減である。昨年度の2次試験結果による特例で、第1次試験全免除になる者が13人とある。県内の講師の方で、昨年度の2次試験の受験者、これについては、試験の第1次

試験一部免除しているが、212人ということで、昨年より23人の増という状況である。

2ページの、試験の内容についてである。第1次試験については、3月に議決いただいたとおりの内容である。一般教養、教職教養、専門教養について、筆記試験を7月15日の松江の2高校で行う。結果の通知については、(2)に示しているとおりである。第2次試験については、小論文、面接、模擬授業、実技試験を8月25日から9月1日にかけて行うこととしている。なお、4番の情報提供については、希望する者に対して、各試験結果をA、B、Cの3段階で通知しているところである。

○真田委員 独自の特色ある採用への出願ということで、(2)の⑥、県内公立学校の講師等として勤務しての「等」というのはどういうことか。

○福間学校企画課長 これについては、講師というのは常勤講師の職名であり、期限つきで採用になっているいろんな職種があるので、「等」と表示している。非常勤講師についても含んでいる。

———原案のとおり了承

第16号 平成31年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者 選考試験（H30実施）について（学校企画課）

○福間学校企画課長 3の1ページをご覧いただきたい。このたび、教頭、主幹教諭の採用・昇任について、抜本的な制度改善を行ったところであり、従来の教頭試験に加えて、主幹教諭の試験というのを新設した。

まず、1が管理職に求められる資質能力であるが、これは5点挙げているが、平成30年3月に改訂した本県の学校管理職等育成プログラムより引用しているところである。このうち、主幹教諭については、管理職に準じてはいるが、管理職ではないということがあるので、学校経営と学校管理・運営能力は除いてということで、1番、4番、5番を求める資質能力としている。

2番はスケジュールであるが、既に要綱は配付をしており、7月5日に願書の提出、第一次の筆記試験を8月20日、面接と第二次試験は、そこにある日程で実施する。

3番の会場は、第一次試験は各教育事務所単位で行い、第二次試験は松江、浜田の会場

で実施する。

4番、試験の内容だが、校長昇任、教頭昇任ともに筆記試験として、客観テストを60分、論述の試験を90分で実施する。教頭と主幹教諭は15分程度の面接試験を各事務所単位で実施することとしている。第二次試験については、校長と教頭は30分程度、主幹教諭は20分程度の面接試験をそれぞれ行うとするところである。

名簿登載者数だが、小学校、中学校を合わせて、校長が60名程度、教頭が60名程度、主幹教諭30名程度予定している。3ページの参考1に今年度末の退職予定者数を挙げているが、ここに小学校、中学校を合わせて、校長が66名、それから教頭が19名が退職予定であって、合計すると85名退職ということになるので、これらを合わせて考え、管理職の年齢構成を考えて計画的に定めている。

2ページに戻っていただきたい。6番の受験資格であるが、校長は、教頭あるいは教頭職を3年以上経験した45歳以上の者としている。教頭であるが、本県の市町村立学校で5年以上経験した教諭、それから養護教諭、栄養教諭、事務職員で、そのBの囲みの中にあるように、38歳以上、これで人事異動ルールの2つ目の解消中でも受験できるという要件として定めている。これは、これまでは40歳以上で、人事異動ルールの解消も要件にしていたが、受験者の増につながることを期待して、このように年齢の引き下げとルール解消中であっても受験できるとしたところである。主幹教諭については、本県の市町村立学校で3年以上経験した教諭で、Bにあるように、36歳以上、教頭と同じく人事異動ルールの2つ目の解消中でも受験できるとした。

なお、先ほどの3ページの参考の2の表の一番右側のところに倍率を挙げているが、倍率が低下傾向にある。特に、教頭が、一昨年、2.8倍だったのが、今度は2.7倍まで低下しており、先般も教育施策説明会で、小・中学校の校長に対して対象者に受験を勧めてもらおうこと、女性受験者の確保ということを含めて、強く受験をお願いしたところである。

○浦野委員 主幹教諭については、面接のみとなっているがその考え方について説明いただきたい。

○福間学校企画課長 主幹教諭については、できるだけ受験をしていただきたいと考えている。筆記で法規等のことまで学ばなければ受けられないとすると、受験のハードルも上がってくる。求められる資質としても、細かい法規のことを求めずとも、管理職ではないので、学校のさまざまな、分掌的な仕事のほうをしっかりとやって、学校を率いていって

ただける方というのを、こちらも募集して任用と考えている。

○鴨木教育長 3の1の1番、求められる資質能力として、主幹教諭は①、④と⑤だが、この①、④、⑤に関する資質能力は、面接試験を通じて把握をするという考えか。

○福間学校企画課長 人物については、こういった能力を面接ではかりたいと考えている。それ以外に、実際には勤務評価や、市町村の教育委員会や教育事務所の情報などもいろいろ参考にしながら人物を見定めていきたいというふうに考えているところである。

○鴨木教育長 小学校、中学校の校長対象に、5月、5つの教育事務所管内ごとに教育施策説明会というものを開いて、全ての校長が5カ所の会場のいずれかに出席をしてもらった。その説明会の中でも、学校企画課のほうから、この管理職・主幹教諭の選考試験について説明をし、ぜひ受験してもらえるように、校長として勧奨につい

て、強くお願いをしたところである。一方、この施策説明会の参加者、校長約300人で、全員からアンケートをとっており、そのアンケート調査の中でも、主幹教諭選考試験に受験してもらえるように、管理職として率先して勧奨をしていきたいというような意見もアンケート調査の中に見られているので、現場の管理職も私どもがなぜこの主幹教諭選考試験を新設したのか、そして、その掘り起こしはいかに必要なのか、そのあたりは現場の管理職に伝わりつつあるというふうに考えている。引き続き主幹教諭の職の魅力を現場の先生方にわかりやすく伝える努力をしていくということだろうと思う。

○森委員 女性の受験を、ぜひ推し進めていただくように、ぜひアドバイスをしてほしいと思っている。

○福間学校企画課長 施策説明会の場でも、年齢構成、男女バランス等、詳細にこちらのほうも資料をつくり、校長に直接訴えていくところである。

———原案のとおり了承

第17号 平成30年度公立高等学校入学者選抜における県外入学者の状況について(教育指導課)

○常松教育指導課長 平成30年度公立高等学校入学者選抜における県外入学者の状況について報告する。

まず、4の1をご覧いただきたい。上のグラフだが、これは、県立高校における県外の中学校からの入学者の人数の推移をグラフにしたものである。県全体の数値を青色、魅力化8校の数値を緑色で示している。ご承知のとおり、魅力化8校とは、横田、飯南、島根中央、矢上、津和野、吉賀、隠岐、隠岐島前の8校を指している。平成22年度から積極的な県外生の募集を開始したが、そのときは、県全体では54名であった。そこから、現在のところ、約3倍以上に増加している。平成28年度は184名、29年度も184名、30年度が179名ということで、非常に高水準を保っている状況である。

次に2の県外募集による影響のところをご覧いただきたい。まず、魅力化8校について、入学者の合計は、平成19年度は573人であったが、29年度には510人となり、11%減少している。一方、この魅力化8校のある町村の全体では、中学生が19年度の752人から514人へ約31.6%減少しているので、いわゆる該当の町村全体の中学3年生が約3割減少しているが、それに比べて入学者の減少は約1割にとどまっている結果となっている。

また、県外入学者が増加したことによって、学校内で多様な価値観が共有されたり、生徒同士が切磋琢磨をしたり、コミュニケーション能力が向上したりということで、県内、県外双方の生徒にとって非常にプラスが生まれており、また、学校の活性化にもつながっているという報告を受けている。

私自身、隠岐島前高校に2度勤務した個人的な経験であるが、1度目はほぼ島内生のみと、2度目の10年後に行ったときには半分が島外生という状況だったが、やはりこの10年間で島の生徒の様子が随分変わったなというふうに思っている。生徒会長の立候補選挙においては、島内生の子が積極的に立候補するようになって、多いときには5名の立候補者が出るというようなときもあった。それから、もう一つ大きな成果としては、県外から来た生徒に地元の魅力を再発見してもらったり、指摘されることによって、今まで気がつかなかった地元の魅力に気がつき、地元を愛する気持ちのようなものが深まるというような傾向も見られた。これもやはり隠岐島前のときだが、それまでは、高校卒業後、もう島には戻ってこないという生徒がほとんどでしたが、10年後に戻って来ると、島に恩返しをしたいので戻りたいと、こういうことを言う生徒も非常に増えてきたということが実感としてはある。

続いて、4の2をご覧いただきたい。魅力化8校について分析した。合格者の人数を出身地別に示したものである。左側のオレンジ色で塗りつぶした部分が推薦選抜、スポーツ

特別選抜、中高連携型特別選抜、一般選抜を全て合計した合格者の人数である。例として、横田高校のところをご覧いただきたい。平成28年度選抜を見ていただくと、全ての合格者が95名である。そのうち87名が地元の奥出雲町の中学校の出身者、4名が奥出雲町以外の県内の中学校出身者、4名が県外の中学出身者となっている。なお、右側の青い部分であるが、これは推薦選抜の合格者について、同じような人数を示しているところである。

この8校を並べた表から読み取れることは、表の矢上高校のところをご覧いただきたい。推薦選抜の合格者だが、地元邑南町の合格者数が、28年度から1名、8名、19名と非常に大きく増加している。これは魅力化を進める地元の高校への入学意思を早期に固めた生徒が増加したことによるものと考えている。また、吉賀高校だが、推薦選抜で吉賀町以外のその他の県内からの出願が大幅に増加している。29年度がゼロだったものが7名と増加をしている。島根中央高校、矢上高校でも同じように、推薦選抜で地元の町以外の県内からの出願が増加をしている。これは県外生徒だけではなく、県内の地元以外の地域にもその魅力が周知されていったという結果ではないかというふうに考えている。それから、島根中央高校、吉賀高校、津和野高校については、県外からの出願数を見ていただくと、高校ではそれぞれ県外生の人数について上限を設定しているが、この3校においては、県外からの出願が、その学校で設定した枠の上限に近づく数字となってきている。また、島根中央高校、矢上高校においては、平成28年度に90名の入学定員を充足しており、吉賀高校においては、平成30年度に40名の入学定員を充足しているとの状況になっている。そして、表の一番下、隠岐島前高校である、県外生の出願者数が減っているが、依然として県外生枠の上限24人を超える出願が続いている。出願者数が減った要因については、以前の会議でも申しあげたが、2倍近い高倍率が続いていたので、やや敬遠する受験生が出てきたと考えている。一方、地元の島前3町村内からの出願者数は減少している。これについて学校に問い合わせたところ、いわゆる専門学科、それから部活動等の関係で島外の高校に出願したものと聞いている。それから、表の一番上と2番目の横田高校、飯南高校については、全体の合格者数が減少しているが、これは、それぞれ地元の町内の中学生の人数が急激に減っているということが原因と考えられている。ちなみに、奥出雲町については、平成28年から30年にかけて133人が95人に減り、飯南町においても52人から31人ということで、いわゆる地元中学生が減ったことが大きな要因ではないかと思われる。下から2番目の隠岐高校については、この3年間、特に目立った変化はな

いというふうにいる。

最後、4の3をご覧いただきたい。4番目のところで、平成31年度選抜に向けてとあるが、先ほど説明したように、県外生徒の受け入れについては、地域や県内生徒、県外生徒の双方にとってよい効果を与えていると考えられるので、今後も県外からの積極的な生徒の受け入れは継続していきたいと考えている。その際には県内生徒の進路保障に配慮しながら、募集人員や求める生徒像に応じた選抜方法、ミスマッチが起こりにくい募集方法等を工夫する必要があると考えている。現在、中学校、高等学校それぞれから複数の委員を委嘱し、入学者選抜実施要綱検討委員会を立ち上げており、平成31年度の実施要綱について検討を始めたところである。

○藤田委員 魅力化事業が少しずつ定着し、グラフにしてみると本当にすごいと思うぐらいの成果が上がってきていると思う。また、魅力化の高校もそれぞれ取り組んでいる高校も増え、それに向けて一丸となって、地元の子どものための教育のみならず、相乗効果があるように、県外の方々に島根の魅力をどんどんアピールし、島根を目指していただけたらと思う。

○森委員 今後、安来とか情報科学と三刀屋、江津も含まれる、この新しく魅力化の高校が増えるわけだが、もちろん県外に向かって魅力を発信して、たくさんの子どものために島根県の方に目を向けてほしいなどは思う。地元の中学生そのものがすごく減少している中で、大いに自分の学校のPRをし、本当に各学校頑張っていってほしいなど思っている。

○鴨木教育長 今、県内の中学校卒業生数の推移について、森委員のほうから多少言及があったが、この点については、今後の県立高校の在り方検討委員会の審議の過程でも、大変重要な判断材料として議論なされた部分である。島根県内の中学校3年生、中学校卒業予定者数の推移を見ると、平成元年から概ね平成20年代の半ばにかけては、年率2%を超えるような大変急激なスピードで減少が進んだ。結果的に、その間に卒業予定者数が半減したという状況がある。これに対して、今後の中学校卒業予定者数を現在の小学校1年生から中学校3年生までの人数で見ると、減少スピードが大幅に緩和するということが見えてきた。年率、平均して1%未満でしか減っていかないという、そういう減少スピードの大幅な緩和という事実が見えてきた。これに対して、今、ここにあるような、いわゆる「しまね留学」というような形で県外から県内の高校に向けて入学してもらおうと、それがその減少を相殺する規模になりつつあるという面で、今後の島根県内の高校の入学定員は、これまでとはやはり状況がかなり変わってくるであろう。そのことが在り方検討委員会の

審議の大前提として議論が進み、その中で島根県内の中学校卒業生、さらには県外から「しまね留学」でやってくる生徒のために、それぞれの高校の魅力を高める、教育活動の質を高める、そういうことを通じて、県内の卒業生にも、県外から「まね留学」でやってくる生徒にも選択のチャンスやよりよい選択のチャンスを与えていこうというのが提言の基本的な思想になっている。そのためにも、一つの見方をすれば、県内の高校同士が、県内の中学校卒業予定者や「しまね留学」の生徒を競い合うという面も出るが、その切磋琢磨を通じて、それぞれの高校がより魅力を高めていくことが、今後より必要になってくるという提言であったと思う。その在り方検討委員会の基本的な思想を我々は受け継ぎつつ、ビジョンとロードマップの作成に向けて、今後取り組んでいく必要があるかなと思う。その中で、やはり中山間・離島の高校にとってみると、まさに、この4の2ページの数字では具体的に表しているわけであるが、いわゆる「しまね留学」によって、県外から中山間・離島の高校を目指してやってくる、この生徒の存在がいかに大きいかということがわかる。さらに言うと、中山間・離島の地域において、高校を存続できるかどうかということが、地域の存亡にもかかわるほどの重要課題になっている。この2つを重ね合わせると、提言の言葉を借りれば、学校設置者である我々と、地元の地域を支えてくださる皆さんとが、覚悟を持って高校を存続させていくという認識を堅固に共有していくことが大事だということが提言の主張になっているので、そういった目で、いわゆる「しまね留学」の動きについても、今後の流れを見ていく必要があるのかなと思う。

ただ、それに対して、今回、4の2で少し見えてきたこと、さらには、それが4の3の上段にも記述があるが、「しまね留学」のほうにどうしても目が奪われがちとなるが、地元の出身者が地元の高校の魅力に気がついて、積極的に地元の高校を選択していく、そういう動きをより確固たるものにしていくための魅力化というものが、今、大変重要になってきている。そういう面で見ると、幾つかの高校にやや課題が見受けられる状況が生み出されつつあるというふうにも見えるのだろうと思う。そういった点を、今後よく見ていく必要があるかなと私は認識している。

○浦野委員 このたび在り方検討委員会で島根県の教育のあり方というのがきちんと打ち出された。県外から来られる生徒さんたちは、きっとその島根県の教育のあり方に大変賛同して、こちらの学校を選んで入学して来られる方だと思う。それから、やっぱりそういう方の力をかりつつ、この島根の教育のあり方っていうのが県内にも浸透し、発展していくというような、そういう力にもなっていくのではないかということを思った。すごくい

い動きなので、ぜひこれから先も続けていっていただきたいなと思う。

○出雲委員 しまね留学は、いろんなところで定着し、皆さんが興味を持って選択できる島根の教育の一つの魅力だと思う。県内の市町村中学生をはじめとし、もっと知ってもらってという意味では、学校説明会等々、各地域いろいろあると思う。まだまだ何か知られていないところについてもっと皆さんに知ってもらうために、力を入れていっていただきたい。

○真田委員 地元の生徒と県外の生徒との交流等々で相乗効果が出ているというのは非常にいいと思う。地域、地元と協力してやってくということが学校としては大変かもしれないが、大事かと思う。市町の協力ももちろんであるが、そこら辺のところを考えていくべきである。また、県外枠が増えてくると、今度は県内の生徒さんとのバランス的な課題も生まれてくるのではないかとの感想をもった。

○鴨木教育長 繰り返しになるが、在り方検討委員会の提言を具体化していく、ビジョン、ロードマップをつくる、そして、それを実現していく上で、現在起こりつつある好循環を決して止めてはならず、好循環を好循環のままで発展させていく。これが悪循環に陥ってしまうと、恐らく提言が目指していた姿というのが悪循環の中で崩壊しかねないというような危機感もあろうかと思う。とにかく、今起こりつつある好循環を徹底していい方向で発展をさせていくということが我々にとっての責務であろうと思う。そこをしっかりと、我々教育委員会としても意思決定をしていく必要があると思うし、教育委員会事務局には、その面でしっかりと働いてもらいたいと思う。

○森委員 以前、教育の日で、高校生がアイガモ農法について自分たちの学校ではこうしているという発表であったように記憶している。それがすばらしく、会場にいたみなさんが賞賛し、私もすごく記憶に残っている。現在学校で頑張っている子どもたちが、県外はもちろん、県内のいろんな中学生たちに聞いてもらうチャンスがあったら、県外に流出することもなく、どこか県内の魅力のある学校に入りたいというふうに思ってくれるのではないかと思う。子どもたちの力は大きいので、何かそういう発表があるといいのではないかと思う。

○常松教育指導課長 昨年度の場合は2月であったが、問題解決型学習成果発表会というのを行っている。これは魅力化校ということだけではなく、県内の、いわゆる専門高校や普通高校で取り組んでいる課題研究や、そういう問題解決型学習の成果を発表する場となっているが、残念ながら中学生が平日であるため来るということはなかなかできない。今

のところは各学校で行われるオープンスクールの場で、多少そういう時間をとって発表されている場合があるかもしれないが、今おっしゃったことは参考にさせていただいて、中学生にもう少し広まるような方法も考えてみたいと思う。

○森委員 例えば県内のいろんな高校のそういう発表のDVDをつくって見たらどうか。

○鴨木教育長 課題解決型学習、プロジェクトベースドラーニング、これは決して魅力化高校だけでやっているわけではないが、魅力化高校を含めて、島根の高校教育の一つの柱となるほどの特徴になってきている。このプロジェクトベースドラーニングっていうのは、認定NPO法人カタリバさんが、全国大会をずっと続けてきておられて、マイプロジェクトアワードというのを毎年続けてきておられる。その審査員をついこの間、常松課長がされた。島根県内からも数多くの参加はあったようだが、全国のプロジェクトベースドラーニングの状況の中で、島根のプロジェクトベースドラーニングに対して何か感じるところがあつたら報告していただきたいと思う。

○常松教育指導課長 今年の3月の末に全国大会の1日目の審査員をさせていただいた。島根県から津和野高校の県外から来た生徒が竹に関するプロジェクトと、それから、益田高校の1年生がイロドリという、自分たちでカードゲームをつくって、そこで日本のよさを伝えるものだったが、島根県の場合、よその学校はどちらかというと個人的な境遇の問題等がテーマになっていたが、島根県の場合には、学校の授業等と結びつけ地域の課題を自分事として捉え取り組み、非常にレベルの高い、いわゆる最優秀ではなかったが、それに匹敵するような発表だったというふうに感じている。

○鴨木教育長 私も、常松課長から報告を受けており、全国的にはマイプロジェクトアワードというのは、高校生が自分自身の活動として行っている例がほとんどのようだ。島根の場合には、それを学校の教育課程の中に明確に位置づけて、教育活動として行っているという点があり、そこに大きな違いがあつたようだ。そういう学校の支えの中での教育活動としてプロジェクトベースドラーニングを行うことができる、このことが島根の高校の教育の特徴になりつつある。そのことがいわゆる「しまね留学」にとって、全国的に島根を選択してみようという誘因の一つになっている可能性もあるということではないか。したがって、好循環を絶やささないという意味では、プロジェクトベースドラーニングをさらに質を高めていくというようなことも一つの方法論になるかもしれない。

———原案のとおり了承

第18号 第3回食の縁結び甲子園について（教育指導課）

○濱村地域教育推進室長 今回、第3回の食の縁結び甲子園となるが、食の縁結び甲子園実行委員会が主催し、今年の11月10日にくにびきメッセで開催する。今回、大小変更点があるが、その点を中心に報告する。

まず、変更の1点目である。1の（2）のところに目的を2つ掲げている。レシピ作成プロジェクトによる高校生の主体性・協働性・探求性の育成、それから、これは今年の引き続きだが、島根の食材や食文化についての情報発信としている。1つ目の目的として、大会を通して高校生にどういった力をつけてもらいたいかを今回明確に定義して進めることになった。

この変更に関して、次のページをご覧ください。2の前回大会からの改善点ということである。（1）、（2）、（3）の3項目を挙げている。これは、前回の大会を振り返ってみて、反省点として、高校生にどのような力を競い合い、何を評価するのかが少し不明確だったということと、多々ある料理コンテストの差別化が必要ではないかという2点があった。こういった検討課題があったので、今回、2の（1）として、大会を通して育てたい力を明確に定義した。島根県教育委員会が目指す学力観として、主体的に課題を見つけ、さまざまな他者と協働しながら、定まった答えのない課題にも粘り強く向かっていく力、主体性・協働性・探求性を評価するために、申し込みに当たっては構想シートというのを提出してもらうことにした。これにより、大会までの学びの過程についての評価を、今回追加した。前回大会は、プレゼンテーション1、調理の部2の割合で評価していたが、今回は育てたい力をしっかり評価するため、構想シートにより、大会までの学びの過程に50点、それから、当日のプレゼンテーションに20点、調理として30点として評価することにした。さらに、（3）として、大会までの学びの過程において、課題解決型学習、課題解決型の定義をそこに示しているが、自ら課題を設定し、その解決に向けて探求・行動し、振り返り、改善し、次に生かしていくというような課題解決型学習の手法を導入し、高校生の課題に取り組む姿勢とか過程とかがわかるように、構想シートにそういったことを記載するというように進めている。

こういった変更点ということで少し大会のスケジュールを変更している。3に大会当日までのスケジュールとあるが、前回よりも少し一月ほど前倒して、6月1日から告知を始

め、学校で取り組んでいただく期間をなるべく長くしたいということで日程を設定した。次のスケジュールとして、構想シートの提出後の書類選考、県予選大会とあるが、ここについては昨年と変更はない。書類選考により、県大会、県予選大会の出場のチーム、それから、全国ブロック7チームと特別チームを選考する。さらに、9月22日には県の予選大会で2チーム選考するスケジュールになっている。

それから、ここはまた変更点の一つであるが、大会約1週間前に、10チームの構想シートにより大会までの学びの過程を審査するために、本大会の審査員により合同審査会を開催する。これまで、当日時間がなかったところ、とにかくなかなかこうした時間がとれないので、1週間前に時間をとってもらい、ここで審査をするというのを新たに設けている。

また、ページを先ほどの5の1のほうに戻っていただければと思う。次の変更点だが、1の(6)テーマ・条件である。まず、①料理テーマについてだが、「地域を元気にする！一汁ワンプレートの縁結び創作料理」ということにしている。そして、これは一汁とかワンプレートってような条件はなかったが、新たに条件を追加している。さらに、②の料理の条件として、米の使用は昨年もあったが、島根食材3品、これも昨年と同じであるが、昨年まで、これを1品以上選択というのを、これを2品以上選択と追加している。それから、出場者のチームの地元食材というのを組み合わせた料理というということで設定している。こういった条件や制約をつくることにより、より料理の工夫をすることに意欲を高めていってほしいと考えて、こういった変更を考えている。

それから、次の変更点であるが、(7)大会日程ということであるが、基本的に流れは変わっていないが、14時30分から来場者参加による料理教室ということが変更点で、これについて、前回大会は大会出場の高校生と地元高校生の交流の場として料理学習会を行ったが、出場高校生の負担が大きいということや、来場者の方楽しんでいただきたいということもあり来場者参加型に変更している。

それから、(8)応募・出場チームの選考は、先ほど説明したとおりである。

最後に、(9)全国大会の審査・表彰についても、先ほど説明したように、構想シートに大会までの学びの過程、それからプレゼンテーション、調理の総合評価により順位を決定し、表彰する内容になっている。

○藤田委員 構想シートについて、取り組みのプロセス、レシピ、完成図となっているが、これは、こちらから与えたものではなく、その学校が独自に、この3つをクリアしてい

るものが形として提出されるのか。それとも、もともとこういうものが決まっいて、それに当てはめて提出するっていう形になるのか。独自性はどちらに求めるのか。

○濱村地域教育推進室長 今週のところで、そういった正式なものをお出しする段取りになっているが、一応、こちらのほうでレシピの内容とか、完成図とか、あるいはそれまでにいろいろ食材を選んだ理由など大枠を示し、学びのプロセスを見て評価できるようなシートにして提出してもらおうことを考えている。

○鴨木教育長 学びのプロセスが見えるような、そういう構想シートを提出してもらおうということで、今周知を図ろうとしているところであると思う。

○真田委員 いい取り組みだと思うが、評価基準をつくるのはなかなか大変であると感じた。

○鴨木教育長 その点については、実行委員会形式でこの大会を運営していくので、実行委員会も既に総会を開いていて、随分議論もした。昨年度までは、プレゼンの部、調理の部、本番その日の出来だけで審査をしていたわけであるが、今回からそこに至るまでの学びのプロセスを評価対象にする。ところで、その評価すべき力というのは、主体性・協働性・探求性である。したがって、いわゆる学校教育法で定められた学力の三要素という、「知識・技能」以外の「思考力・判断力・表現力」であったり、「学びに向かう力・意欲・態度」。つまり、これまでの、例えばセンター試験や大学入試などで評価方法が十分にできてきていない部分、逆に言うと、2020年度以降の大学入試改革の中で評価されようとしている新しい力の評価方法、それを先取りで食の縁結び甲子園の中で評価しようということである。その測定方法は、繰り返しになるが、熟したものはないわけである。熟したものがないからこそチャレンジをして、評価をする側もそのチャレンジをしなければならぬし、参加する高校生もその部分の評価してもらおうと思って、いかにそれを深い学びであるかどうかを構想シートの中で表現していくということになっている。いずれにしても、これは試行錯誤を重ねないと、この主体性・協働性・探求性を評価していくことはなかなか簡単ではないと思うが、やってみなければ、それはできないと思う。

今回は、本選の審査員に1週間前に集まってもらい構想シートをどういうやり方で評価するかということを含めて、丸1日議論してもらおう。審査員の方々には大変な時間的な負担をかけるが、まさに学力の三要素を正しく評価するための測定方法に、直接審査員の方々にも参画してもらおうという、そういうチャレンジな取り組みに改善していきたいというふうなことである。

○高橋教育監　いわゆる課題解決型学習の評価については、実際、それについての評価をする場というのが、もうかなり前から行われているのが事実であり、そういった手法も評価の中に取り入れながらの基準設定ということになるかと思う。随分昔の話になるが、小論文というのが大学入試に取り入れられたときに、それを一体どう評価するかということで、大分揺れた。かなり細かい項目でもって評価基準を設けるというようなことも、我々自身もやってきた歴史はあるので、さまざまな観点別評価を組み合わせたものになるかと思うが、より客観性のある評価となることを目指してやっていきたい。

○浦野委員　レシピ作成プロジェクトによる高校生の主体性・協働性・探求性の育成を明確化に定義したということが打ち出されているが、それを高校生にどういうふうな形で提示をするのか。このままの文章では、多分子どもはわかりづらいと思う。今回こういうふうになって、ここに重点が置かれるのだというふうな説明をされるのか、もし具体的なことがあればお聞かせいただきたい。

○濱村地域教育推進室長　申込書段階において、大体どういったことがここで狙いにしてあるかということがわかるようなシートを作成したいと考えている。

———原案のとおり了承

第19号 平成30年度「国体選手競技力レベルアップ月間」について（保健体育課）

○佐藤保健体育課長　国体選手競技力レベルアップ月間について報告する。

このレベルアップ月間は、8月に開催される国民体育大会中国ブロック大会、これに向けて選手の皆さんの士気を鼓舞するとともに、県民の皆さんに関心を持ってもらい、国体に向けた競技力向上の機運醸成につなげようと計画をしたものである。従来7月のみだったが、競技団体の意向やブロック大会の実施時期、これらを考慮して、昨年から7月から8月の2カ月に拡大した。

今年のブロック大会は、5県持ち回りで回っているが、山口県で開催される。競技団体と調整をして、6の2ページにあるように、期間中の土曜、日曜を中心として実施される強化練習にあわせて、教育委員会や島根県体育協会の激励訪問を計画した。

周知の方法であるが、例年のPR方法に加え、今年は、県の重点広報に採用された。こ

のレベルアップ月間の取り組みがテレビ放送される予定であり、2種目程度を取り上げてもらう予定である。

なお、参考として付記しているように、現在知事部局において、スポーツ行政の一元化、所管のあり方に関して検討が進められている。このため、これまで教育委員会が取り組んできたこの事業も、来年度以降、所管部局を含め、事業のあり方、進め方が変わることもある。

今年の国体は、水泳などの会期前競技が9月9日から、本国体は9月29日から10月9日までの間、福井県を主会場として開催される。昨年の愛媛国体は38位、23年ぶりの30位台、特に少年の部の活躍が光る大会だった。レベルアップ月間において激励訪問を実施することにより、選手や監督の皆さんの意欲もさらに向上し、来たるべき福井国体での活躍につなげていきたいというふうに考えている。教育委員の皆様にも激励訪問について、格別の御協力をいただくようよろしくお願ひしたい。

○鴨木教育長 ただいま保健体育課長から5番の参考について、多少言及があったが、従来、この主催を、競技団体と競技団体を束ねる島根県体育協会と教育委員会が主催だった。やはり知事を含め島根県全体として競技者を激励していくというのが本来のあるべき姿だろうと思う。現在、スポーツ行政の一元化に向けて知事部局で検討が行われているので、来年度以降、よりバージョンアップしたような格好で、一生懸命頑張っている選手を、地方公共団体としての島根県全体を挙げて応援できるような、より拡充した格好でこのレベルアップ月間を持っていくことができると期待をしているところである。

———原案のとおり了承

第20号 特別展「出雲と大和」について（文化財課）

○萩文化財課長 特別展「出雲と大和」について説明する。

去る6月7日に、東京国立博物館において、特別展「出雲と大和」第2回実行委員会が開かれ、展覧会の正式名称などが決まった。7の2ページをご覧いただきたい。開催趣旨としては、日本書紀成立1300年の年と同じ年に当たる2020年に、ちょうど東京でオリンピック・パラリンピックが開催されるが、この機に日本の始まりにかかわる古代

文化を彩った島根・奈良県が協力して、東京国立博物館で両県の展示品を展示する展覧会を開催するということである。この2020年に日本国内を訪れる国内外の多くの皆様に日本の古代文化について知っていただき、また、その魅力を現地のほうで味わっていただきたいということを目的としている。

主催者については、東京国立博物館とこの特別展「出雲と大和」実行委員会、この2者が主催者となって開催をする。構成団体としては、島根県、奈良県、それからマスコミの参加をいただくということになっている。

この実行委員会については、当日、溝口知事が実行委員会の委員長、それから荒井奈良県知事が副委員長として出席され、島根県からは鴨木教育長や今岡古代出雲歴史博物館館長などにも委員として出席いただいたところである。この第2回実行委員会で、展覧会の名称が、サブタイトル、日本書紀成立1300年、メインタイトル、特別展「出雲と大和」に決定したところである。この決定により、これまでさまざまな資料等で特別展「出雲と大和」（仮）というふうにしていたが、今回、これが決定したことによって、この（仮）が外れることになった。

会場、会期については、東京国立博物館、平成館において、2020年1月15日から3月8日までの47日間で開催されることに決定した。今回の実行委員会の決定を受け、今後、東京国立博物館の職員や両県の学芸員などが展示希望品の文化財を所有されている皆様と借用を開始することになる。恐らく今年度11月ごろに開催予定の第3回実行委員会までにおおむねの展示品の内容等が決まることになると思う。また、随時、所有者に承諾いただいた展示品から、写真撮影や必要な修復など、展示の準備の方も進めていくとともに今後の展示計画や各種広報の準備なども今年度以降進めていく予定としている。

○藤田委員 東京オリンピックの開催される年にこの企画が持ってこられたこと自体にすごく意義があるように感じて、本当にわくわくしている。

○鴨木教育長 主催者である東京国立博物館自身が大変な期待感を持って、この特別展を準備しようという意気込みを持っておられる。実は、古代出雲に関する特別展としては、7の2の一番下にあるように、これまでいろんな機会があつて、県外展などもやってきて、大変多くの来場者も見えているが、それは古代出雲というものをアピールしてきたわけである。一方で、今回は出雲と大和、大和というのは平城京を初めとして、日本の始まりの地としての奈良、大和というのがやっぱり多くの国民の皆様にもそういう認識があると思うけれども、一方で、日本の始まりとしての出雲と古代王朝の象徴としての平城京、大和、

奈良っていうもの、この2つがなかなか結びつきにくいのではないかというふうに一般的には考えられているわけである。東京国立博物館の方々も、今回、出雲と大和がつながっているということを展示を通じて表現することができれば、これは大変日本の始まりを表現する上で大きなインパクトを持つ特別展になるのではないかということで、大変意気込んでおられる。島根県、奈良県が意気込むだけではなくて、東博さん自身がそのような意気込みを持っておられることが、大変我々としてもありがたいことと思っている。

———原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

— 非公開 —

(議決事項)

第4号 平成31年春の叙勲候補者の推薦について (総務課)

———原案のとおり議決

第5号 平成31年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について

(教育指導課・特別支援教育課)

———原案のとおり議決

(報告事項)

第21号 松江市の教員採用に伴う市立女子高校への今後の教員派遣の見通しについて

(学校企画課)

———原案のとおり了承

第22号 文化財(史跡・登録記念物)の追加指定及び新登録について(文化財課)

○萩文化財課長 6月15日開催予定の国の文化審議会において、島根県に關係する史跡の追加指定2件、登録記念物1件の新登録が答申される予定になったので報告する。まず、国史跡の追加指定の1件目として、山代二子塚について説明する。これは松江市山代町に所在する県内最大の前方後方墳であり、「前方後方墳」という古墳の形を表す名称として全国で初めて使用されるといった学術的にも非常に重要なもので大正13年に国の指定に

なっている古墳である。この度、史跡として本来保護すべき範囲の一部について、条件が整ったことから追加指定がされることとなった。続いて11の2ページをご覧ください。史跡の追加指定2件目の隠岐国分寺境内について説明する。奈良時代8世紀中ごろにつくられた隠岐の国分寺跡である。1331年に起きた元弘の変により隠岐に配流された後醍醐天皇の行在所として使用されたとの記録が残っており、非常に重要な遺跡であることで昭和9年に国指定の史跡として指定されたところである。今回、平成21年～平成25年に実施された発掘調査により、国分寺の中心建物である金剛跡と鐘楼跡などの重要な建物跡が発見された地域を追加指定されることとなった。

登録記念物の新登録について説明する。今回登録される「絲原氏庭園」は、奥出雲町にあり、松江藩の鉄師頭取を務めた絲原氏の住宅に造られた庭園である。大正時代に整備されたものであり、滝、池泉、茶室等で構成されている。平成29年度に専門家による調査が行われ、出雲地方の特色ある意匠を持つ庭園であることが認められ、登録記念物の登録をされることとなった。なお、今回の報道については、6月15日の17時以降に解禁の予定になっている。

○真田委員 山代二子塚の説明であった、「本来保護すべき周辺の一部」とはどのような意味か。

○萩文化財課長 本来、墳丘とその周辺を指定すべきであるが、その周辺には住宅もあり指定のために必要な所有者の同意が得られない状況があった。所有者の同意が得られれば随時、追加指定するようになる。今回、所有者の同意が得られたので、本来保護すべき周辺の一部として追加指定するものである。

○丹羽野参事 これまでの調査で墳丘のまわりに堀があることがわかっていたが、この度史跡の周辺と考えられる区域にある建物が別の場所に建て替えされることになった。所有者の同意を得て調査したところ見込みどおり堀が見つかり、所有者の同意が得られたため追加の指定に至ったものである。

———原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 16時09分